

# 進路のみかた

いせはらようごがっこう  
伊勢原養護学校

れんけいしえんぐるーぶ・しんろしえんほん  
連携支援グループ/進路支援班

れいわねんがつにちはっこう

令和4年9月28日発行

だいごう  
第3号

あさばん ひ あきほんばん ちか  
朝晩が冷え、秋本番が近づいてきました。今回は、自立訓練事業所のオープンキャンパスのお知らせと夏季進路  
こうえんかい ほうこく さーび すとうりょうけいかく けいさい  
講演会についての報告、サービス等利用計画についてなどを掲載します。高等部卒業後の生活全般に関わる内  
よう  
容ですので、ご一読ください。

## ① コルポートカレッジ「キャンパス一斉秋祭り」開催のお知らせ

にちじ がつ にち げつ よてい ※12:00~13:00は休憩中のため入場不可  
日時:10月10日(月)10:30~14:30予定 ※12:00~13:00は休憩中のため入場不可

かいじょう こんごう ぼーとかれっじ へらつかえきまききやんばす とけんぜん きやんばす どうじつ かいさい  
会場:コルポートカレッジ平塚駅前キャンパスなどI都3県全17キャンパスが同日に開催

へらつかえきまききやんばす ひらつかえき とほぶん  
【平塚駅前キャンパス】JR平塚駅より徒歩6分

〒254-0035平塚市宮の前1-6湘南平塚中央ビル7階 電話:0463-79-5941

たいしやう りやうしや かぞく ほごしや がっこう しえんきかんだん かんけいきかん しんろ りやう けんとう ほんにん ほごしや みな  
対象:利用者のご家族、保護者、学校および支援機関等、関係機関、進路や利用を検討されている本人および保護者の皆さま  
ないやう いま くんれん おこな と くみ はっぴやう たいけんがたあとらくしよんなど  
内容:今まで訓練で行ってきた取り組みの発表、体験型アトラクション等

## ② 夏季進路講演会が開催されました!

8月25日(木)に伊勢原養護学校食堂にて、3年ぶりに進路講演会が開催されました。本校からは中学部、高等部の保護者6名が参加されました。参加された皆さま、お疲れ様でした。

講演会では、グループホームの種類や利用者の生活の様子、諸費用についてなど、将来の為に必要な情報をたくさん得ることができました。また、通過型施設が増え、新規入所が難しくなっている入所施設の現状や入所施設を利用せずにグループホームを利用する方が増えていること、小さな入所施設のようなグループホームが増えていることなどを知ることができました。今回は、参加できなかった方の為に、講演会の内容を少しだけ掲載させていただきます。ぜひご参考にしてください!

グループホーム利用に向けて、在学中にやっておくとよいこと

① 将来の生活について家庭で話し合う →どんな生活がしたい?どんな場所に住みたい?何をやりたい?など、些細なことで子どもと話し合ってみてください。その中からヒントが生まれるかもしれません。

② 自分でできることを増やす →将来を見据え、自分でできることを増やしましょう。早いうちから取り組み、普段からできることが大切です。誰かが「やってあげる」より子どもに「やってもらう」を増やしていきましょう。

③ 見学会等で情報を集める →地方自治体や学校が主催する見学会や講演会に参加し、情報を集めましょう。知らないで選ばないと知った上で選ばないとでは、大きな違いがあります。できるだけ多くの情報を集めた上で子どもの将来を考えていきましょう。

## ③ 湘南ひらつか福祉事業所見学会 第3回の申し込みについて

前号でもお知らせしました「2022年度湘南ひらつか福祉事業所合同説明会・見学会福祉事業所一覧」の第3回見学会が始まりますのでぜひ、ご利用ください。

【見学会の期間】10月31日(月)~11月18日(金) 【受付期間:9月26日(月)~10月7日(金)】

※受付期間中の平日10:00~13:00の間に福祉事業所に直接電話でお申し込みください。

## ④サービス等利用計画とは??

### 【どんな内容なの?】

卒業後、障害福祉サービスを利用するために必要な書類です。本人や家族が困っていることや希望する生活スタイルなどを記入し、それに対してどんな支援があるかをまとめた書類になります。働く、通う場所だけでなく、余暇や生活状況、家事、健康など生活全体についてまとめます。

### 【誰が書くの?どこに出すの?】

地域の相談支援事業所と契約を結び、相談支援専門員が作成してくれます。

また、市町村によっては本人や保護者が作成する「セルフプラン」も選択できる場合があります。放課後等デイサービスの利用では「障害児支援利用計画」という名称で、サービス等利用計画と同様に作成されています。

児童も成人(18歳以上)も相談支援事業所と契約していない場合は、「セルフプラン」で作成し、市町村に提出しています。「セルフプラン」でも、相談支援事業所に相談して書き方や支援の内容、サービスなどの助言をもらうことができます。



サービス等利用計画		
利用者氏名〇〇〇〇	相談支援事業所名 〇〇〇〇	作成担当者〇〇
障害福祉サービス 受給者証番号	障害 支援区分	認定 有効期間
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活など)		
.....		
総合的な援助の方針		
.....		

### 【モニタリングって?】

相談支援専門員が本人の様子を見たり、聞き取ったりすることを「モニタリング」と言います。本人の希望が変わったり、通勤・通所先や生活環境が変わったり、不安なことが新たにできた場合は、サービス等利用計画を見直し、必要な支援と一緒に考えていきます。

保護者が高齢になって、支援が難しくなってきた...



健康診断で運動をすすめられた...



ひとり暮らしの練習がしたい!



趣味やお出かけ先を広げたい!

### 【モニタリングの時期は?】

モニタリングの時期は使っているサービスや緊急性などによって変わります。下記はおおよその目安です。

毎月	3か月に1回	6か月に1回
入所施設から出た人など、集中的な支援が必要な場合	就労定着支援、自立生活支援、居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練など	生活介護、就労継続支援、グループホーム、施設入所、障害児通所支援、療養介護など

※参考文献『あたらしいほうりつの本』2018年改訂版

※ご不明な点やご質問は、進路担当までご連絡ください。